

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月28日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第2号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>(任命権者を異にする場合の昇任等)</p> <p>第3条 任命権者を異にする職に職員を昇任、降任、配置換、転任又は出向(以下「転任等」という。)のいずれか一の方法により任用する場合には、当該職員が現に任用されている職の任命権者と新たに任用しようとする職の任命権者双方の合意がなければならない。</p> <p><u>(任用の方法の一般的基準)</u></p> <p>第4条 <u>任命権者は、職員を転任等の方法により任用する場合には、職の種類類似性を基準とした範囲において任用しなければならない。この場合において、任命権者は、当該転任等後の職が転任等前の職と異なる職(給料表の適用又は試験区分若しくは採用選考の職種を異にする職)に任用するときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員を転任等の方法により任用する場合に、職の種類類似性の基準をもっては転任等が困難であるが、やむを得ないと認める事由があるときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。</u></p> <p>第5条 略</p> <table border="1" data-bbox="230 1350 1104 1388"><tr><td>略</td></tr></table>	略	<p>(任命権者を異にする場合の昇任等)</p> <p>第3条 任命権者を異にする職に職員を昇任、降任、配置換、転任又は出向のいずれか一の方法により任用する場合には、当該職員が現に任用されている職の任命権者と新たに任用しようとする職の任命権者双方の合意がなければならない。</p> <p>第4条 削除</p> <p><u>(任用の方法の一般的基準)</u></p> <p>第5条 略</p> <table border="1" data-bbox="1155 1350 2029 1388"><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			

改正前	改正後
<p>(選考の方法)</p> <p>第10条の7 選考は、必要に応じ筆記試験、実地試験のほか、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を客観的に判定する方法を用いて行うことができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第25条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項についてそれぞれ任</p>	<p>(選考の方法)</p> <p>第10条の7 選考は、必要に応じ筆記試験、実地試験のほか、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性(次条第1項において「選考する職に係る能力及び適性」という。)を客観的に判定する方法を用いて行うものとする。</p> <p>(選考の手続)</p> <p>第10条の8 選考に当たっては、選考する職に係る能力及び適性にかかわらず、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 選考に係る職に必要とされる知識、経験等の性質が特殊である等の事情から公募により難しい場合</p> <p>(2) その他人事委員会が公募により難しいと認める場合</p> <p>2 前項の告知の内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 選考に係る職についての職種と職務の概要</p> <p>(2) 選考の結果に基づいて採用された場合の初任給その他の給与</p> <p>(3) 応募資格</p> <p>(4) 選考の実施時期及び場所</p> <p>(5) 応募の受付期間及び方法その他必要な手続</p> <p>(6) 選考の方法の概要</p> <p>(7) その他必要と認める事項</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第25条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項についてそれぞれ任</p>

改正前	改正後
<p>命権者にその権限を委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第10条の6第7号の職への採用のための選考に関すること。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>命権者にその権限を委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第10条の6第1項第1号、第3号、第5号、第7号及び第8号の職への採用のための選考に関すること。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>任命権者は、第1項第3号の規定により委任された選考（第10条の6第1項第7号の職への採用のための選考を除く。）により職員を採用した場合は、速やかにその旨を人事委員会に報告しなければならない。</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（令和元年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

佐賀県職員の任用に関する規則第25条の改正規定を次のように改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(権限の委任)</p> <p>第25条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項についてそれぞれ任命権者にその権限を委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第10条の6第1項第1号、第3号、第5号、第7号及び第8号の職への採用のための選考に関すること。</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第25条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項についてそれぞれ任命権者にその権限を委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第10条の6第1項第1号、第3号、第5号、第7号及び第9号の職への採用のための選考に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第10条の6第1項第8号の職への採用のための選考に関すること。</u></p> <p>2～4 略</p>

改正前	改正後
	5 人事委員会は、第1項第4号の規定により委任した事項について <u>必要があると認めるときは、任命権者に対して報告を求めることができる。</u>